

再診時保険外併用療養費の設定について

当院は、一般病床200床以上の地域医療支援病院です。健康保険法に基づいて、対象の方には【再診時保険外併用療養費】として、以下の通りの金額をご負担いただきます。

➤ 【金額】 **4,400円(税込)** 受診する度にご負担いただきます。

➤ 【開始日】 **2019年8月28日**

➤ 【対象】

- ① 病状が安定し、医師より他の医療機関に対して紹介を行う旨の申出を行なったが、引き続き当院の受診を希望される場合
- ② 当院から他の医療機関へ紹介した患者さんが、他の医療機関の紹介状を持参されず、再度当院の受診を希望される場合

【対象外】

- ・救急車で当院に搬入された方
- ・当院の治験に協力いただいている方
- ・災害により被害を受けた方
- ・生活保護や公費等医療扶助の対象となる方
- ・自費診療の方(労働災害、公務災害、交通事故)

【保険外併用療養費とは】

病院と診療所の機能分担の推進を図るために厚生労働省が定めている制度で、200床以上の一般病床を有する病院を受診した場合、通常の医療費の他に保険外として徴収できる病院が定めた金額(費用)のことです。

当院は「人と、地域と、つながる医療」を理念として、地域連携を大切にしながら、多くの患者さんに医療を提供してまいります。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。